

資金管理業務規程の変更

変更案	現行
<p>別紙 再資源化預託金等の運用の基本方針</p> <p>Ⅱ. 再資源化預託金等の運用対象資産及び構成</p> <p>1. 運用対象資産の範囲</p> <p><略></p> <p>2. 運用対象資産の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資金運用は、運用対象資産たる国債、地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券、金融債、社債の組み合わせによって、満期保有を前提とした期間10年のいわゆるラダー型の運用を原則とする。 ○ 各資産の構成比については、リスク分散の観点及び一定程度の市場金利を踏まえるとの観点から、上記運用対象資産それぞれの市場における種別構成比率に準じたものとする（金融債と社債は同一種別の運用対象資産とする。以下同じ。）。 <p><略></p>	<p>別紙 再資源化預託金等の運用の基本方針</p> <p>Ⅱ. 再資源化預託金等の運用対象資産及び構成</p> <p>1. 運用対象資産の範囲</p> <p><略></p> <p>2. 運用対象資産の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資金運用は、運用対象資産たる国債、地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券、金融債、社債の組み合わせによって、満期保有を前提とした期間10年のいわゆるラダー型の運用を原則とする。 ○ 各資産の構成比については、リスク分散の観点及び一定程度の市場金利を踏まえるとの観点から、上記運用対象資産それぞれの市場における種別構成比率に準じたものとする。 <p><略></p>